

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月17日 07時10分ごろ
発生場所	石川県 <sup>すずい</sup> 珠洲市 <sup>いいた</sup> 飯田港南東方沖 蛸島 <sup>たこじま</sup> 港第1防波堤灯台から真方位190° 1.5海里付近 （概位 北緯37° 24.8′ 東経137° 17.8′）
インシデントの概要	プレジャーボートスズリゾートは、漂流中、船外機が使用できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年6月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート スズリゾート、5トン未満（全長4.47m） 235-13228石川、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力11.00kW、回転数毎分5,700、2気筒、ボア60.4mm、使用燃料ガソリン、昭和56年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を止めて漂流中、釣り場を移動する目的で船外機の始動スイッチを押したものの、セルモータ（バッテリー駆動の始動装置）が反応せず、船外機を点検しても原因が分からず、船外機が始動できなかった。</p> <p>船長は、船外機を始動用ロープで始動する経験が余りなかったが、始動用ロープを幾度か引いて始動を試してみたものの、同ロープが非常に重く引っ張る途中で引っ掛かりを感じたので船外機内部に不具合があるものと考え、自力航行を諦めて118番通報を行った。</p> <p>本船は、海上保安庁からの要請を受けて来援した水難救済会所属船2隻により飯田港にえい航された。</p> <p>本船は、飯田港に到着後、船長が、水難救済会担当者の支援の下、始動用ロープで船外機の始動を試みたところ、問題なく始動できることを確認し、後日、機関整備会社が船外機の点検修理を行った結果、始動スイッチの不良が判明した。</p> <p>本船の船外機は、使用を開始してから十数年経過していた。</p>
分析	本船は、漂流中、長年の使用で始動スイッチが故障し、セルモータが使えなくなった際、船長が、船外機内部に不具合があると思い、始

	<p>動用ロープを十分に引くことができなかったことから、船外機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、始動用ロープで船外機を始動する経験が足りなかったことから、同ロープを引くことが非常に重く感じ、船外機内部で破損があるものと考え、船外機の始動を諦めたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、漂流中、長年の使用で始動スイッチが故障し、セルモータが使えなくなった際、船長が、船外機内部に不具合があると思い、始動用ロープを十分に引くことができなかったため、船外機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、始動用ロープを用いた船外機の始動を試し、その機関始動時の挙動（ロープの手応え）を把握しておくこと。</li> <li>・ 船舶所有者及び機関整備会社は、風雨にさらされやすい場所に装備された電機部品を定期的に点検し、交換することが望ましい。</li> </ul>